

騒音・振動に係る特定施設一覧

特定施設名		法の区分	騒音規制法施行令 別表第1(第1条関係)	振動規制法施行令 別表第1(第1条、第3条関係)
金属加工機械	圧延機械		原動機の定格出力の合計が、22.5kw以上のものに限る	—
	製管機械		全てのもの	—
	ベンディングマシン		ロール式のもので、原動機の定格出力が、3.75kw以上のものに限る	—
	液圧プレス		矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス		呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る	全てのもの
	せん断機		原動機の定格出力が、3.75kw以上のものに限る	原動機の定格出力が、1kw以上のものに限る
	鍛造機		全てのもの	全てのもの
	ワイヤーフォーミングマシン		全てのもの	原動機の定格出力が、37.5kw以上のものに限る
	ブラスト		タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	—
	タンブラー		全てのもの	—
	切断機		といしを用いるものに限る	—
空気圧縮機及び送風機			原動機の定格出力が、7.5kw以上のものに限る	—
圧縮機			—	原動機の定格出力が、7.5kw以上のものに限る
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機			原動機の定格出力が、7.5kw以上のものに限る	原動機の定格出力が、7.5kw以上のものに限る
織機			原動機を用いるものに限る	原動機を用いるものに限る
建設用資材製	コンクリートプラント		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上(気ほうコンクリートプラントを除く)のものに限る	—
	アスファルトプラント		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	—
	コンクリートブロックマシン		—	原動機の定格出力の合計が、2.95kw以上のものに限る
	コンクリート管(柱)製造機械		—	原動機の定格出力の合計が、10kw以上のものに限る
穀物用製粉機			ロール式のもので、原動機の定格出力が、7.5kw以上のものに限る	—
木材加工機械	ドラムバーカー		全てのもの	全てのもの
	チッパー		原動機の定格出力が、2.25kw以上のものに限る	原動機の定格出力が、2.2kw以上のものに限る
	碎木機		全てのもの	—
	帯のこ盤		原動機の定格出力が、製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上のものに限る	—
	丸のこ盤		原動機の定格出力が、製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上のものに限る	—
	かんな盤		原動機の定格出力が、2.25kw以上のものに限る	—
抄紙機			全てのもの	—
印刷機械			原動機を用いるものに限る	原動機の定格出力が、2.2kw以上のものに限る
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			—	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が、30kw以上のものに限る
合成樹脂用射出成形機			全てのもの	全てのもの
鋳造型機			ジョルト式のものに限る	ジョルト式のものに限る